

ほど、研究員の紹介を飛ばしてしまいました。3名の略歴は19ページに書いてあります。

秋山さんは、名古屋大学環境学研究科で理学博士号を取得しました。研究の専門分野は水循環、水文学です。それから、自然地理学を専門とし、特に環境については、中国はもとより、中央アジア、ユーラシア大陸にもおよんだ現地調査をおこなっています。その成果は、日本語、英語等で発

表されています。

それでは、早速次に移りますが、宇都宮研究員です。宇都宮さんは、立命館大学経営学研究科を修了して、経営学博士号を授与されました。主要な研究分野は、国際税務論、中国税制論です。

皆さんのお手元の予稿集の195ページからは宇都宮さんの発表の概要です。ではお願いします。

## 「中国個人所得税の所得調整機能と所得の海外流出について」 宇都宮浩一（愛知大学）

宇都宮です。パワーポイントを2種類用意しました。日本語と中国語があります。やや内容がずれている箇所がありますが、中国の方は中国語版を見ていただくと良いかと思えます。

午前中の園田先生、あと昨日の張先生をはじめ、貧富の格差、収入格差の問題が取り上げられてきていますが、この問題について、私は税の面から迫ってみようと思えます。

まず報告の基本構成です。中国の個人所得税収は、1人当たりGDPが大きい省ほど大きくなる傾向が顕著であります。それから、給与所得からの税収は増大傾向が見られ、利息配当所得からの税収は減少傾向が見られました。これらのことから、個人所得の国外移転、「最上層の社会的排除」が生じている可能性が、中国においてもあるのではないかと指摘できると思えます。

その行き先としてはタックス・ヘイブン (tax haven)、これは国際税務の研究をしている過程で気付いたのですが、中国について調べてみたところ、タックス・ヘイブんと資本取引が非常に多いということで、実はこの件も関係しているのではないかと考えました。また、このことは中国の内需にも影響を与えています。すなわち、国際経済にも影響するということが指摘できます。

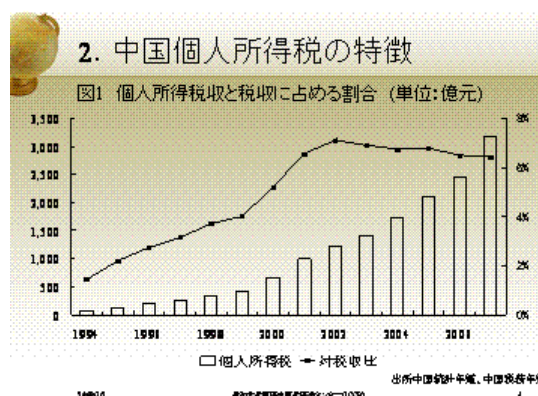
これについて、個人所得税にタックス・ヘイブン対策税制を導入すること、また国外所得、中国人たちの外国資産、これについての管理強化をしないといけないのではないかとということです。内需もそうですし、このシンポジウム全体のテーマ

でもある「和諧社会」の問題をいくぶんか緩和することができるのではないかと考えています。

まず、税制を通じた所得調整について確認しておきます。中国の所得格差に関する研究は、一般的にはジニ係数を指標として、解決策として財政支出によるものが一般的です。

税というのは、特に個人所得税は、所得格差に対して影響力が強い税ですが、中国では実際どのように機能しているのか、というところが研究の出発点です。

初めに確認しておくこととして、累進課税制度を採用している場合の個人所得税収についてです。税収全体に占める発展地域の割合が減少し、未発展地域の割合が増えている場合、税制は所得格差を拡大しています。逆の場合は縮小していると言えます。



では、実際に中国の個人所得税がどのようになっているのでしょうか。図1は、個人所得税収とその税収に占める割合です。左軸にグロスの数字、

右軸は全税収に占める割合です。経済成長に伴って順調に増えていますが、2002年以降は停滞していることがわかります。中国の税の中心は増値税ですが、これらの間接税収が、経済成長に伴って堅調に伸びたことが影響したと考えられます。

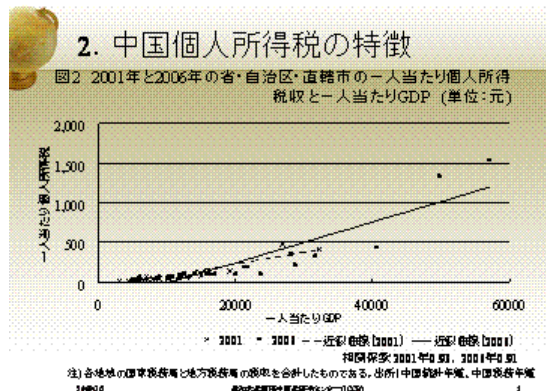


図2は2001年と2006年の各地区別のデータです。四角い点は2006年、×の点は2001年を示しています。省・自治区別にプロットしたものです。縦軸に1人当たり個人所得を、横軸に1人当たりGDPをとっています。これを見ますと、きれいな相関関係が出ています。係数も、2001年が0.93、2006年は0.91で、1人当たりGDPが増えれば増えるほど個人所得税収が増えているということが言えると思います。

これらの図から、個人所得税は、他の税種の影響もありますが、経済成長とともに増えているということがわかります。2002年以降は、やや低下しています。また、GDPと個人所得税収には明確な相関関係も見られます。経済成長地域ほど個人所得税収は大きくなっています。

この件に関しては、個人所得税の調整機能が働いているのではないかということが言えると思います。しかし現実には、「個人所得税は所得格差に対してあまり機能していない」ということが、ずっと指摘されてきています。

問題の所在について探るために、個人所得税の来源について見てみました。中国の個人所得税には11種類の課税ベースがあります。そのうち代表的なものが、給与所得と利子配当所得です。給与所得は、働いた給料などに係るものです。利子配当所得は、銀行預金とか株式の配当、不労所得と呼ばれているものに係る税です。

これは地区別のシェアです。東部地域に集中し

ていることがわかると思います。これをもう少し詳しく見てみるために、各地区の税の所得分類別構成を見てみます。

### 3. 個人所得税の来源

表3 地区別給与・利子所得のシェア (単位:%)

	2001		2006	
	給与	利子・配当	給与	利子・配当
東部	81.30	65.28	80.22	66.80
中部	9.91	19.75	9.86	18.51
西部	8.79	14.97	9.91	14.69
合計	100.00	100.00	100.00	100.00

注) 各地域の国家税収額と地方税収額の総額を合計したものである。なお、地区分類は以下の通りである。  
東部: 北京、天津、河北、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、海南  
中部: 山西、吉林、黒龍江、雲南、江西、河南、湖北、湖南  
西部: その他  
出所) 中国統計年報

### 3. 個人所得税の来源

表4 各地区の所得分類別構成 (単位:%)

	2001					2006				
	給与	事業	請負経営	利子・配当	その他	給与	事業	請負経営	利子・配当	その他
東部	47.82	12.46	2.42	32.53	4.76	57.32	11.36	1.00	24.66	5.67
中部	25.01	24.82	2.79	42.24	5.14	38.09	19.11	1.51	36.92	4.37
西部	26.71	24.17	4.02	38.56	6.54	40.72	20.61	2.39	31.18	5.10

出所) 表3に同じ

これをみると、この傾向がさらに顕著になっているのがわかります。2001年の東部地区の給与所得が47.82%、利子・配当が32.53%ですが、2006年には給与所得に偏重する傾向が見られました。これは、東部、中部、西部、いずれの地域に関しても言えると思います。

個人所得税の税源は東部に偏っています。また、源泉別に見ると給与所得が増えていることがわかります。一方で、利子・配当所得に関しては減少傾向が見られます。

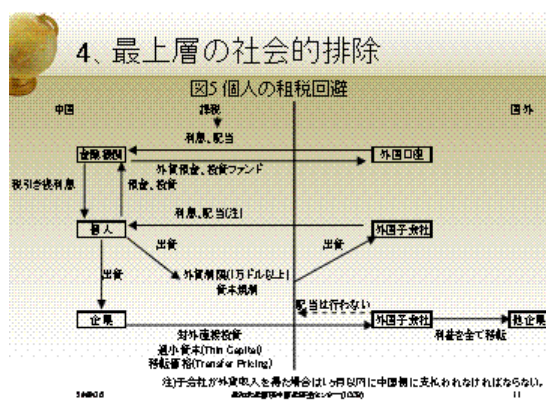
一般的な考え方ですが、経済成長とともに個人の所得源泉は多様化するはずですが、課税ベースも多様化しますので、1つの、特に給与所得に集中することは考えにくいですが、中国では給与所得への集中が進んでいます。

これは、なぜなのでしょう。中国人の個人の所得状況を完全に把握することは、おそらく非常に難しいと思います。いくつもの所得源泉がある場合が多いですし、また徴税管理の問題もあります。そのなかで、1つの可能性として、ここでは

個人所得が外国に流出している可能性を指摘していききたいと思います。その目的は、中国国内での租税回避、もしくは外国での自由資金の獲得、中国での資産リスクを回避するためと考えられます。ただし、中国では個人の国外への持ち出しは非常に制限が強いです。国内の金融機関についても制限があります。

これらのことから、所得や資産を国外に移転するために、企業を設置して、これを利用して移転する、ということが考えられるのではないかと思います。このためには、資金が充分にあり、そのノウハウについて、タックスロイヤー (tax lawyer) や弁護士等からアドバイスを受ける必要がありますが、その層は基本的に富裕層であると考えられますので、やはり富裕層が国外に持ち出す可能性が高いと言えると思います。中国において最上層の社会的排除、この場合の社会的排除は、社会的なさまざまな制度 (社会保障体系、保険) からの離脱という意味で、排除が起きているのではないかと考えました。

具体的方法を示したのが図5です。中国の個人が、所得を国外へ移転しようとする場合は、このようになるのではないかと思います。個人で外国企業に直接投資する場合には、基本的に制限があります。しかし、企業を設立して外国に子会社を作る、例えば中国国内に企業を設立して香港にその子会社を設立する。その香港の子会社の利益をゼロに調節して、またそこから配当やロイヤルティの支払いという形で他国へ移転してしまうと、利益を移すことが可能です。



そのときの方法論としては、国際税務では一般的な過小資本や移転価格など、いろいろな方法があります。一般的には、おそらく図にある方法だ

と考えられますが、この方法で国外へ資金を流出させることは、現行の中国の法律でも今のところ可能です。

## 5. 個人所得税収の流出

表6 中国の対外直接投資(フロー、単位:億元)

順位	2005			2006		
	国名	金額	%	国名	金額	%
1	ケイマン諸島	416.69	42.11	ケイマン諸島	611.45	44.42
2	香港	276.00	27.89	香港	541.06	39.30
3	英領ヴァージン諸島	98.96	10.00	英領ヴァージン諸島	42.01	3.05
4	韓国	47.52	4.80	ロシア	35.29	2.56
5	米国	18.71	1.89	米国	15.48	1.12
6	ロシア	16.41	1.66	シンガポール	10.32	0.75
7	オーストラリア	15.38	1.57	サウジアラビア	9.15	0.66
8	ドイツ	10.39	1.05	アルジェリア	7.72	0.56
9	カザフスタン	7.66	0.77	オーストラリア	6.84	0.50
10	スウェーデン	7.36	0.74	ザンビア	6.83	0.50

注1 年率レートで換算している。2005年12月1日=8.07元、2006年12月1日=7.21元。  
出所: 対外直接投資年報2007

では、その行き先はどこなのでしょう。これは中国の対外直接投資フローです。上位3位までを見ていただくと、ケイマン諸島、香港、英領ヴァージン諸島という代表的タックス・ヘイブンになっています。香港はいろいろな事情がありまして、必ずしもタックス・ヘイブンと言えない面もありますが、ケイマン諸島、英領ヴァージン諸島は明らかにタックス・ヘイブンです。全体の8割程度を占めているという状況があります。

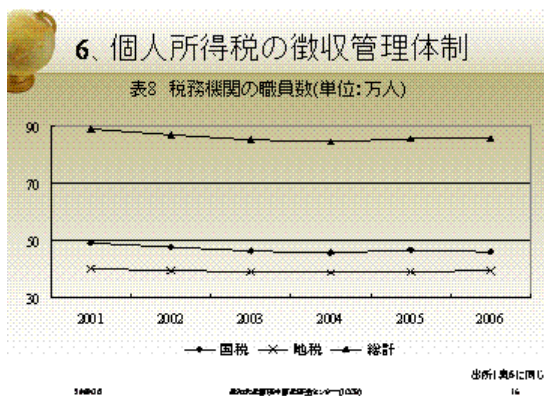
表6-2は、中国の対外直接投資、これは入ってくる方ですが、ラウンド・トリップ (round trip) のことがありますので出してみました。やはり、こちらでもタックス・ヘイブン、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島などが上位に見えます。サモアもタックス・ヘイブンと指摘されています。

この表は、あまり見慣れないと思いますが、中国の外商投資報告にありました。自由港 (英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、サモア、モーリシャス) を経由した対中直接投資の来源です。モーリシャスについては2006年のみです。モーリシャスはインド投資の拠点となっています。中国に来る元のところ、例えば香港の場合では、香港からこれらの自由港を経由して中国へ来るという意味です。

これを見ていただくと、圧倒的に多いのが香港です。また、台湾は世界中のタックス・ヘイブンを使っています。中国への直接投資が制限されていた時代の名残もありますので使われているようですが、やはり一番多いのは香港であることがわかります。

これらタックス・ヘイブンと中国の資金の流れの関係は、おそらく租税回避が念頭にあると考えられます。個人所得、あるいは個人所得が資産化したものの一部が、中国からタックス・ヘイブンへ流出しているという可能性も指摘できると思います。それは香港もそうですが、特にケイマン諸島、英領ヴァージン諸島、サモア、モーリシャスという国々に関しては、この目的が顕著であると考えられます。

2008年1月に、中国では新企業所得税が施行されました。中国の企業所得税の税率は25%ですが、これの半分以下、12.5%以下の地域の所得を、中国の所得として合算する制度が導入されています。今後は、その基準をクリアする12.5%以上の国、香港が17%でしょうか、シンガポールも16%だったと思いますが、それらの国々に、直接投資の来源がシフトする可能性があります。



これに関して、中国側の個人所得税の徴収管理体制はどうなっているのでしょうか。これは個人所得税だけではありませんが、税務機関の職員数です。2001年から2006年の間、少し減っています。ほとんど横ばいか、減少です。特に個人所得税は、地方税務局が管轄していますが、地方税務局に関しては、非常にマンパワーが不足しているということが言えると思います。

また情報化については、「金税工程」と呼ばれる中国の税務情報化プロジェクトが進められてきています。パソコンの台数も増えていますが、技術者も増えてはいたのですが、最近になって少し技術者が減っているのが見られます。処理に負担がかかっている状況がわかると思います。

中国の対外投資目的が多様化しているのではないのでしょうか。そのなかに、うまく個人の資

産逃避が隠れている可能性があります。対外直接投資の目的は、グリーンフィールド (green field)、M&Aも考えられますが、租税回避を兼ねている場合も多く、その分離判定は非常に困難です。個人所得税の納税者が大幅に増えるなかで、税務局の徴税管理体制には、今後ますます負担がかかっていくことが考えられますが、現時点ではなかなか難しいと言えそうです。

課税ベースが流出している事態についてですが、国内の課税ベースの縮小は、そのまま国内にとどまっていれば、良かれ悪かれ中国のなかで回ることになりますので内需となる部分があるはずですが、それが国外に出ていることは問題ではないでしょうか。「水が漏れている」ような状態です。中国の内需停滞は世界経済の成長にとってもマイナス要因であります。もはや、これは世界規模の問題です。私は日本人ですが、日本人が中国の研究をする場合に、どのようなアプローチの仕方があるかと考えたときに、やはり世界規模の問題になっている点を指摘することは、十分に意義のあることかと思えます。中国の国内市場は、不振にあえぐアメリカに代わる市場となる可能性があるためです。

今後の個人所得税について、税の所得調整機能を強化することが必要です。所得の国外流出防止策を導入することで、国内投資や消費に向かわせることも考えられます。

そのための具体的な方策としては、タックス・ヘイブン対策税制、企業税制には導入されましたが、個人には適用されていません。それから、国外所得・資産の管理強化です。対外資産を中国国内に還流させることが必要です。この点についてはアメリカが先行して実施しています。日本は議論をしている最中です。通常、国外に滞留する利益を自国へ戻すときには税が課せられます。この税を免除することによって、還流を促すことができます。または、環境等の特定分野への投資に限って免除するという事も考えられます。

中国経済の持続的・安定的成長は、和諧社会実現の前提条件だと考えます。また、混乱する現在の世界経済にとっても安定要因となり得るのではないかと考えます。以上です。ありがとうございました。

○座長 ありがとうございます。日中両国語によるパワーポイントがあり、非常に親切な発表でした。宇都宮さんは、実は移転価格税制についての研究の専門家です。企業はどのようにしてタックス・ヘイブン（租税回避地）を利用しているのか、今日はさらに一步踏み込んで、個人がどのようにしてタックス・ヘイブンを利用しているのか、これらは中国で非常に敏感な話題です。皆さん、何かありましたら、彼に相談すれば節税につながるのではないかと期待しております。

次に移りますが、李佳さんです。このICCSのいいところは、国籍不問というところです。日中に限らず、アメリカ国籍でも、イギリス国籍で

も、どの国でもいいので、ICCSはプラットフォームを提供し、非常にフェアに取り組んでおります。

李佳さんの簡単な紹介をしますと、名古屋大学大学院国際開発研究科を修了して、学術博士号を取得されました。これは日本版のPh. D. と言っていいでしょう。主な研究分野は金融論ですが、今日の発表は、なぜか水の話になっています。おそらく秋山君に引きずられたのでしょう。もっとスマートな研究ができるのに、水のほうに入ってしまった。では、李佳さん、よろしくお願ひします。

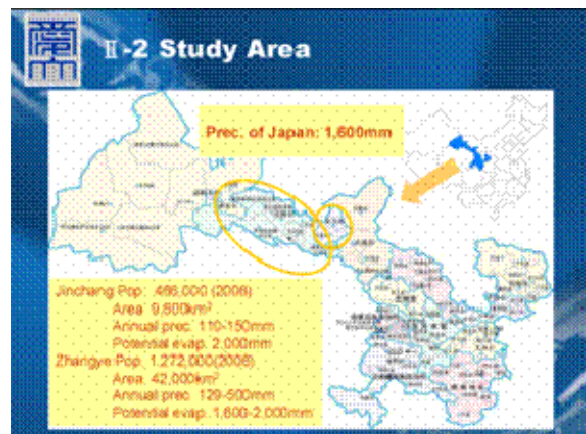
## 「中国における経済発展及び水利用」 李佳（愛知大学）

谢谢李老师。大家好，我叫李佳。正如刚才李老师介绍的，我的专业是发展经济学，特别是金融学。今天的发表对我而言可能是一个“有勇无谋”的挑战，希望各位老师能够批评指正。我今天报告的题目叫《双城记》。这是我和我的同事，也是我的好朋友秋山知宏博士正在进行的一项共同研究的一部份。今天的报告是基于今年9月份我们两个人在中国甘肃省以及内蒙古自治区两地所作的实地调查。报告一共分为四个部分：第一部分是研究目的；第二部分是背景介绍；第三部分是对两个研究对象城市，即金昌和张掖的经济发展与水资源利用作一个历史性的回顾与比较；第四部分是结论。

首先是研究目的。我们的研究目的是以金昌和张掖为例，探讨中国1949年以后经济发展和水资源利用之间的关系。

其次是研究背景。我们基于以下两个原因选择了这两座城市，金昌和张掖。第一个原因是这两个城市都面临着缺水问题。特别是金昌，金昌被中国政府认定为中国108个重点缺水城市之一，以及十三个资源性缺水城市之一。张掖则在1998年被水利部确定为全国节水型社会建设试点，并且在2006年通过了验收，也是通过验收的第一座城市。第二个原因是这两个城市在过去的50多年里，采取了非常不同的发展战略，相应地它们的经济发展

模式也大相径庭。



这是甘肃省的地图，这两个城市都位于甘肃省河西走廊，都处于西北干旱地区。两座城市的水源都依赖祁连山脉的冰川融水，其中金昌是属于石羊河流域，张掖是属于黑河流域。

现在这张图是金昌和张掖的水资源利用情况。图中的两条线是水资源的利用系数。上面的红线是金昌，下面的黄线是张掖。按照世界银行2003年的世界发展报告的分方法，这个比例如果超过60%就属于对水资源的过度开发，我们可以看到金昌在多年都在80%以上，明显属于过度开发。张掖在这张图上看起来是在60%的线以下，但是由于对张掖我们使用的是农业用水的用水量对水资源总